

五 その他知事が必要と認める図書
(変更の届出書)

第五条 条例第二十二條第二項の規定による変更の届出は、特定施設新築等変更届出書(第三号様式)を提出して行わなければならない。

2 前項の届出書には、前条第二項に掲げる図書のうち変更に係るものを添付しなければならない。
(完了の届出書)

第六条 条例第二十四條第一項の規定による届出は、特定施設の新築等の工事が完了した日から七日以内に、特定施設工事完了届出書(第四号様式)を提出して行わなければならない。

(身分証明書)
第七条 条例第二十五條第二項の証明書は、身分証明書(第五号様式)のとおりとする。

(意見陳述の機会の付与の手続)
第八条 条例第二十七條の規定による意見陳述は、知事が口頭であることを認めるときを除き、陳述書の提出によるものとする。

2 知事は、条例第二十七條の規定により公表しようとする者に意見陳述の機会を与えるときは、当該公表に係る者に対し、書面により次に掲げる事項を通知するものとする。

一 公表しようとする内容及びその理由
二 陳述書の提出先及び提出期限(口頭による意見陳述の機会を与えるときには、その旨並びに出頭すべき期日及び場所)

3 前項の規定により通知を受けた者が口頭による意見陳述をするときは、知事が指定する職員が聴取するものとする。この場合において、当該職員は、その陳述の要旨を記載した調書を作成しなければならない。

4 第二項の規定により通知を受けた者が陳述書の提出期限内に陳述書を提出せず、かつ、口頭による意見陳述をしなかったときは、意見陳述がないものとみなす。

(国等の特例)
第九条 条例第二十九條第一項の規則で定める法人は、次のとおりとする。

一 独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三三號)第二条第一項に規定する独立行政法人

二 国立大学法人法(平成十五年法律第百十二號)第二条第一項に規定する国立大学法人

三 地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八號)第二条第一項に規定する地方独立行政法人

四 日本下水道事業団

五 地方住宅供給公社
六 地方道路公社
七 土地開発公社

附則
(施行期日)

1 この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。
(経過措置)

2 条例附則第二項の規定によりなお従前の例によることとされた同項に規定する特定施設の建築等については、この規則の規定は適用せず、なお従前の例による。

3 この規則の施行の日から平成二十九年一月一日までの間における第二条の規定の適用については、別表第一の三の項口(2)中「小売電気事業者」とあるのは、「小売電気事業者(電気事業法等の一部を改正する法律(平成二十六年法律第七十二號)第一条の規定による改正前の電気事業法第二条第一項第二号に規定する一般電気事業者であつた者に限る。)」とする。

別表第一(第二条関係)

二 物品販売業を営む店舗	(イ)欄		(ロ)欄	(ハ)欄	(ニ)欄
	一 娯楽施設等	イ 劇場、映画館、演芸場、観覧場及び展示場			
	口 遊技場		千平方メートル以上であるもの		

三 事 務 所	<p>イ 金融機関の事務所</p> <p>(1) 業として預金又は貯金の受入れをすることができる農業共同組合及び農業協同組合連合会の事務所</p> <p>(2) 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第九項に規定する金融商品取引業者（同法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業を行う者に限る。）の本店その他の営業所</p> <p>(3) 業として預金又は貯金の受入れをすることができる水産業協同組合の事務所</p> <p>(4) 中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）第三条第二号に規定する信用協同組合の事務所</p> <p>(5) 信用金庫及び信用金庫連合会の事務所</p> <p>(6) 長期信用銀行法（昭和二十七年法律第八十七号）第二条に規定する長期信用銀行の本店、支店その他の営業所</p> <p>(7) 労働金庫及び労働金庫連合会の事務所</p> <p>(8) 銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第一項に規定する銀行の本店、支店その他の営業所</p> <p>(9) 日本銀行の支店又は出張所</p> <p>(10) 農林中央金庫の事務所</p> <p>(11) 株式会社日本政策金融公庫の事</p>	<p>の</p> <p>であるも</p>	
<p>ロ 一般ガス事業者の事務所等</p> <p>(1) ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二条第二項に規定する一般ガス事業者の事務所</p> <p>(2) 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第三号に規定する小売電気事業者の事務所</p> <p>(3) 電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二百一十條第一項に規定する認定電気通信事業者の事務所</p> <p>(4) 日本郵便株式会社法（平成十七年法律第百号）第六条第一項に規定する郵便局</p>	<p>ハ イ及びロに掲げる事務所以外の事務所</p>	<p>の</p> <p>全てのもの</p>	<p>の</p> <p>株式会社商工組合中央金庫の事務所</p> <p>株式会社日本政策投資銀行の事務所</p>
<p>四 公会堂及び集会場</p>	<p>ハ イ及びロに掲げる事務所以外の事務所</p>	<p>の</p> <p>三千方メートル以上であるもの</p>	<p>の</p> <p>五百平方メートル以上二千平方メートル未満であるもの</p>
<p>ハ イ及びロに掲げる事務所以外の事務所</p>	<p>の</p> <p>二千平方メートル以上であるもの</p>		

五 飲食店	三百平方メートル以上であるもの		
六 理容師法(昭和二十二年法律第三百三十四号)第一条の二第三項に規定する理容所及び美容師法(昭和三十三年法律第六十三号)第二条第三項に規定する美容所	五十平方メートル以上であるもの		

別表第二(第三条関係)

一 施設の規模が別表第一(ろ)欄に定める規模に該当するものに係る基準

1 敷地内の通路 一以上を次に掲げる基準に適合させること。

(一) 有効幅員は、九十センチメートル以上とすること。

(二) 路面に段差を設けないこと。

(三) 通路を横断する排水溝を設ける場合においては、その排水溝の蓋は、つえ及び車椅子のキャスターが落ちないものとする。

2 施設の出入口(一般の利用者の用に供するものに限る。以下同じ。) 1に掲げる基準に適合する敷地内の通路と接続する一以上の施設の出入口を次に掲げる基準に適合させること。

(一) 有効幅員は、八十センチメートル以上とすること。

(二) 路面に高低差がある場合においては、次に掲げる基準に適合する傾斜面を設けること。

(1) 有効幅員は、九十センチメートル以上とすること。

(2) 勾配は、十二分の一以下とすること。

3 廊下(一般の利用者の用に供する部分に限る。以下同じ。) 床面に高低差がある場合においては、次に掲げる基準に適合する傾斜路を設けること。

(一) 有効幅員は、九十センチメートル以上とすること。

(二) 勾配は、十二分の一以下とすること。

4 便所 客用便所(一般の利用者の用に供する便所で、第二号6(一)に掲げる基準に適合する障害者仕様の便所を除いたものをいう。以下同じ。)を設ける場合においては、一以上(男女の別がある場合においては、それぞれ一以上)の客用便所における一以上の便房を次に掲げる基準に適合させること。

- (一) 便器は、腰掛式とすること。
 - (二) 手すりを設けること。
- 二 施設の規模が別表第一(は)欄に定める規模に該当するものに係る基準
- 1 敷地内の通路 一以上を次に掲げる基準に適合させること。
- (一) 有効幅員は、百三十五センチメートル以上とすること。
 - (二) 第一号1(二)及び(三)に掲げる基準
- 2 施設の出入口 1に掲げる基準に適合する敷地内の通路と接続する一以上の施設の出入口を次に掲げる基準に適合させること。
- (一) 有効幅員は、百二十センチメートル以上とすること。
 - (二) 路面に高低差がある場合においては、次に掲げる基準に適合する傾斜路を設けること。
- (1) 有効幅員は、百三十五センチメートル以上とすること。
- (2) 勾配は、十二分の一以下とすること。
- 3 廊下 床面に高低差がある場合においては、次に掲げる基準に適合する傾斜路を設けること。
- (一) 有効幅員は、百二十センチメートル以上とすること。
 - (二) 勾配は、十二分の一以下とすること。
- 4 階段(一般の利用者の用に供する部分に限る。以下同じ。) 一以上を次に掲げる基準に適合させること。
- (一) 回り階段としないこと。
 - (二) 手すりを設けること。
- 5 居室の出入口(一般の利用者の用に供するものに限る。以下同じ。) 各居室の一以上の出入口を次に掲げる基準に適合させること。
- (一) 有効幅員は、八十センチメートル以上とすること。
 - (二) 段差を設けないこと。
- 6 便所 次に掲げる基準に適合させること。
- (1) 次に掲げる基準に適合する一以上の障害者仕様の便所を設けること。
 - (2) 車椅子が内部で回転できる広さとすること。
 - (3) 出入口の有効幅員は、八十センチメートル以上とすること。
 - (4) 出入口及び内部に段差を設けないこと。
 - (5) 扉は、引き戸とすること。
 - (6) 便器は、腰掛式とすること。
 - (7) 便器の周囲に手すりを設けること。
 - (8) 便器の洗浄装置は、操作が容易なものとすること。

- (8) 次に掲げる基準に適合する洗面台又は手洗器を設けること。
 - ア 水栓器具は、操作が容易なものとする。
 - イ 洗面台又は手洗器の下部は、車椅子で利用できるものとする。
- (二) (一)に掲げる基準により難い場合においては、一以上（男女の別がある場合においては、それぞれ一以上）の客用便所の一以上の便房を次に掲げる基準に適合させること。
 - (1) 車椅子が内部に進入できる広さとする。
 - (2) 出入口の有効幅員は、八十センチメートル以上とすること。
 - (3) 第一号4(一)及び(二)に掲げる基準
 - 7 附属する駐車場（機械式のもの以外のもので、一般の利用者の用に供する部分に限る。以下同じ。） 駐車台数が三十台以上百台未満である場合にあつては一以上、百台以上二百台未満である場合にあつては二以上、二百台を超える場合にあつては三以上の駐車区画を次に掲げる基準に適合させること。
 - (一) 施設の出入口に近い位置とすること。
 - (二) 幅は、三百三十センチメートル以上とすること。
 - (三) 障害者のための国際シンボルマークその他必要な標示をすること。
- 三 施設の規模が別表第一(一)欄に定める規模に該当するものに係る基準
 - 1 敷地内の通路 第二号1の基準に適合させること。
 - 2 施設の出入口 1に掲げる基準に適合する敷地内の通路と接続する一以上の施設の出入口を次に掲げる基準に適合させること。
 - (一) 第二号2(一)及び(二)に掲げる基準
 - (二) 扉は、自動式の引き戸とすること。
 - 3 廊下 第二号3に掲げる基準に適合させること。
 - 4 階段 第二号4の基準に適合させること。
 - 5 居室の出入口 第二号5の基準に適合させること。
 - 6 便所 次に掲げる基準に適合させること。
 - (一) 第二号6(一)に掲げる基準に適合する一以上の障害者仕様の便所を設けること。
 - (二) 一以上（男女の別がある場合においては、それぞれ一以上）の客用便所を次に掲げる基準に適合させること。
 - (1) 一以上の便房を第一号4(一)及び(二)に掲げる基準に適合させること。
 - (2) 一以上の小便器を次に掲げる基準に適合させること。
 - ア 床置きとすること。
 - イ 周囲に手すりを設けること。
- (3) 一以上の洗面台又は手洗器を第二号6(一)(8)ア及びイに掲げる基準に適合させ

- 7 洗面所（便所に附属するものを除く。以下同じ。） 一以上を次に掲げる基準に適合させること。
 - (一) 出入口の有効幅員は、八十センチメートル以上とすること。
 - (二) 出入口に段差を設けないこと。
 - (三) 一以上の洗面台を次に掲げる基準に適合させること。
 - (1) 水栓器具は、操作が容易なものとする。
 - (2) 洗面台の下部は、車椅子で利用できるものとする。
 - 8 附属する駐車場 第二号7の基準に適合させること。
 - 9 エレベーター 一以上を次に掲げる基準に適合させること。
 - (一) 籠及び昇降路の出入口の有効幅員は、八十センチメートル以上とすること。
 - (二) 籠の間口は百四十センチメートル以上とし、その奥行きは百三十五センチメートル以上とすること。
 - (三) 乗り場のボタンは、高さ九十センチメートルから百センチメートルまでの位置に設けること。
 - (四) 籠内の高さ八十センチメートルから百センチメートルまでの位置に車椅子を使用する者が利用しやすい専用の操作盤を設けること。
 - (五) 乗り場のボタン及び籠内の一般用の操作盤のボタンの内容並びに乗り場の階名については、点字による表示をすること。
 - (六) 籠内の利用者に音声等により到着階を通報する装置を設けること。
 - 10 浴室及びシャワー室 一以上を次に掲げる基準に適合させること。
 - (一) 出入口の有効幅員は、八十センチメートル以上とすること。
 - (二) 出入口に段差を設けないこと。
 - (三) 浴槽の周囲及び洗い場に手すりを設けること。
 - 11 案内 必要に応じて、視覚障害者誘導用ブロックその他障害者を案内するための標示又は設備を設けること。
 - 12 固定式の客席 次に掲げる基準に適合させること。
 - (一) 九十九席を超える席数百席（百席に満たない端数は百席とする。）ごとに一の車椅子で利用できる区画（間口八十センチメートル以上で奥行き百三十センチメートル以上であるもの）を設けること。
 - (二) 客席を千席以上設ける場合においては、難聴者の聴力を補うための設備を設けること。
- 備考
- 1 増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替（以下「増築等」という。）を

しようとする場合においては、増築等をしようとする者は、当該増築等の部分のみを特定施設整備基準に適合させるよう努めなければならない。

2 次のいずれかに該当すると知事が認めるときは、特定施設整備基準によらないことができる。

(一) 特定施設整備基準に適合させる場合と同等以上に安全かつ快適に利用することができるとき

(二) 建築物の構造、敷地又は地形の状況、沿道の利用の状況その他やむを得ない理由により特定施設整備基準に適合させることが困難である場合

年 月 日

山梨県知事 殿

住所
氏名 印
(法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)

特定施設新築等届出書

次のとおり特定施設の新築等を行うので、山梨県障害者幸住条例第22条第1項の規定により届け出ます。

特定施設の場所				
特定施設の種類		特定施設の名称		
特定施設の新築等の別		新築・増築・改築・移転・大規模の修繕・大規模の模様替		
敷地面積		m ²	建築面積	m ²
延べ面積		特定施設の新築等の部分	特定施設の新築等以外の部分	合計
		m ²	m ²	m ²
内 訳	種類 ()	m ²	m ²	m ²
	種類 ()	m ²	m ²	m ²
	種類 ()	m ²	m ²	m ²
	種類 ()	m ²	m ²	m ²
	その他	m ²	m ²	m ²
工事着手予定年月日		年 月 日	工事完了予定年月日	年 月 日

注 この届出書は、建築物ごとに提出すること。

第2号様式（第4条関係）

特定施設整備調書

敷地内の通路	特定施設整備基準に適合する1以上の敷地内の通路	有・無	
		有効幅員 cm	
		路面の段差 有・無	
		通路を横断する排水溝	有・無
			排水溝の蓋への配慮 有・無
施設の出入口	特定施設整備基準に適合する敷地内の通路と接続する1以上の施設の出入口	有・無	
		有効幅員 cm	
		路面の高低差 有・無	
		傾斜路	有・無
			有効幅員 cm
			勾配 /
		扉の形状	自動式・その他（ ）
			引き戸・その他（ ）
廊下	床面の高低差 有・無		
	傾斜路	有・無	
		有効幅員 cm	
		勾配 /	
階段	特定施設整備基準に適合する1以上の階段	有・無	
		形状 回り階段・その他（ ）	
		手すり 有・無	
居室の出入口	各居室における特定施設整備基準に適合する1以上の出入口	有・無	
		有効幅員 cm	
		段差 有・無	
便所	客用便所	有（男性用 箇所、女性用 箇所、男女兼用 箇所）・無	
		特定施設整備基準に適合する便房	有（男性用 箇所、女性用 箇所、男女兼用 箇所）・無
			寸法 短辺 cm×長辺 cm

			出入口の有効幅員		cm	
			腰掛式便器	用 有・無	用 有・無	
			手すり	用 有・無	用 有・無	
		特定施設整備基準に適合する1以上の小便器	有・無			
			形状 床置き・その他 ()			
			周囲への手すり 有・無			
		特定施設整備基準に適合する1以上の洗面台又は手洗器	有・無			
			水栓器具への配慮 有・無			
			洗面台又は手洗器の下部への配慮 有・無			
		特定施設整備基準に適合する1以上の障害者仕様の便所	有・無			
寸法 短辺	cm		×長辺	cm		
出入口の有効幅員			cm			
出入口及び内部の段差 有・無						
扉の形状 引き戸・その他 ()						
腰掛式便器 有・無						
便器の周囲への手すり 有・無						
便器の洗浄装置への配慮 有・無						
洗面台又は手洗器	水栓器具への配慮 有・無					
	洗面台又は手洗器の下部への配慮 有・無					
洗面所	特定施設整備基準に適合する1以上の洗面所	有・無				
		出入口の有効幅員		cm		
		出入口の段差 有・無				
		特定施設整備基準に適合する1以上の洗面台	有・無			
洗面台の下部への配慮 有・無						
附属する駐車場	有・無					
	駐車台数	台				

	特定施設整備基準に適合する駐車区画	有 (台) ・無	
		幅 cm	
		障害者のための国際シンボルマークその他必要な標示 有・無	
エレベーター	特定施設整備基準に適合する1以上のエレベーター	有・無	
		籠及び昇降路の出入口の有効幅員 cm	
		籠の寸法 間口 cm×奥行き cm	
		乗り場のボタンの高さ cm	
		籠内の車椅子使用者が利用しやすい専用の操作盤	有・無
			高さ cm
		点字による表示	乗り場のボタン 有・無
			籠内の一般用の操作盤のボタン 有・無
乗り場の階名 有・無			
	籠内の音声等による到着階の通報装置 有・無		
浴室及びシャワー室	特定施設整備基準に適合する1以上の浴室及びシャワー室	有・無	
		出入口の有効幅員 cm	
		出入口の段差 有・無	
		浴槽の周囲及び洗い場への手すり 有・無	
案内	有・無		
	視覚障害者誘導用ブロック 有・無		
	その他 ()		
固定式の客席	客席数 席		
	特定施設整備基準に適合する車椅子で利用できる区画	有 (席) ・無	
		寸法 間口 cm×奥行き cm	
	難聴者の聴力を補うための設備 有・無		

年 月 日

山梨県知事 殿

住所

氏名

印

（法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名）

特定施設新築等変更届出書

次のとおり特定施設の新築等について届け出た事項を変更したいので、山梨県障害者幸住条例第22条第2項の規定により届け出ます。

特定施設の場所		
特定施設の名称		
変更の内容	変更前	
	変更後	

注 この届出書は、建築物ごとに提出すること。

第4号様式（第6条関係）

年 月 日

山梨県知事 殿

住所
氏名 印
(法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)

特定施設工事完了届出書

次のとおり特定施設の新築等の工事を完了したので、山梨県障害者幸住条例第24条第1項の規定により届け出ます。

特定施設の場所	
特定施設の名称	
工事完了年月日	年 月 日

(表)

5.5センチメートル	第 号
	身分証明書
写 真	所属 職氏名
山梨県障害者幸住条例第25条第1項の規定による立入調査をする職員であることを証明する。	
年 月 日	山梨県知事 印
9センチメートル	

(裏)

山梨県障害者幸住条例（抜粋）

(立入調査)

第二十五条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、特定施設に立ち入り、当該特定施設が特定施設整備基準に適合しているかどうかについて調査させ、又は関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

山梨県規則第十号

山梨県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十八年三月十一日

山梨県知事 後 藤 齋

山梨県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則

山梨県収入証紙条例施行規則（昭和三十九年山梨県規則第十四号）の一部を次のように改正する。

別表第五百六十一号の次に次の一号を加える。

五百六十一の二 特定遊興飲食店営業許可申請手数料

別表第五百六十九号の四の次に次の九号を加える。

五百六十九の五 特定遊興飲食店許可証再交付手数料

五百六十九の六 特定遊興飲食店営業相続承認申請手数料

五百六十九の七 特定遊興飲食店営業法人合併承認申請手数料

五百六十九の八 特定遊興飲食店営業法人分割承認申請手数料

五百六十九の九 特定遊興飲食店営業構造設備変更承認申請手数料

五百六十九の十 特定遊興飲食店営業許可証書換え交付手数料

五百六十九の十一 特例特定遊興飲食店営業者認定申請手数料

五百六十九の十二 特例特定遊興飲食店営業者認定証再交付申請手数料

五百六十九の十三 特定遊興飲食店営業管理者講習手数料

附則に次の一項を加える。

（手数料の種目に関する経過措置）

3 条例第二条の規定による手数料の種目は、平成二十八年三月二十三日から同年六月

二十二日までの間、別表に掲げるもののほか、施行前特定遊興飲食店営業許可申請手

数料とする。

附則

この規則は、平成二十八年六月二十三日から施行する。ただし、附則に一項を加える

改正規定は、同年三月二十三日から施行する。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番